

地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書

〇〇<地域自主組織名>〇〇（以下「甲」という。）と雲南市（以下「乙」という。）は、相互に対等な立場にたつて、次のとおり「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雲南市まちづくり基本条例（以下「条例」という。）に定めるまちづくりの基本理念に基づき、地域と行政が協働でまちづくりに取り組むことを目的とする。

（相互の役割）

第2条 甲及び乙は、協働して相互の役割を担うものとする。

1 甲は、その区域を包括する地域の主体者としての役割を担い、次の各号に掲げる業務に取り組むものとする。

- 必須業務 市域において統一して実施する必要がある業務のうち、行政が担うよりも効率的かつ効果的な業務について、乙が甲にその実施を依頼するもので、別表に掲げるもの。
- 選択業務 地域の自主性を尊重し、地域の主体性や個性を生かす業務について、甲、乙協議の上、甲が乙からその業務を受託するもの。

2 乙は、甲の活動を支援するため、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- 情報の提供
- 研修機会の提供
- 人的支援
- 活動資金の提供
- 活動拠点施設の提供
- その他相互に必要なと認めること

3 甲及び乙は、持続可能な地域をつくるために、相互に地域の担い手の育成に取り組むものとする。

（情報共有及び協議の場）

第3条 甲及び乙は、相互に情報を共有するとともに、協議の場を設けるものとする。

（情報管理）

第4条 甲及び乙は、協定に基づく活動において知り得た情報を他の目的に使用してはならない。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

2 甲は、協定に基づく活動において知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故防止など、個人情報の管理を適正に行わなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方から何らかの申出がないときは、さらに3年間延長するものとし、以降同様とする。

（災害対応に関する事項）

第6条 災害対応に関する事項については別途取り決める。

（疑義の決定）

第7条 協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月25日

（甲） 雲南市〇〇町〇〇〇〇番地
〇〇<地域自主組織名>〇〇
会長 〇〇 〇〇

（乙） 雲南市木次町里方521番地1
雲南市
雲南市長 石 飛 厚 志

別表（第2条第1項第1号関係）

乙から甲に依頼する業務（必須業務）
【配布・回覧・周知】 1 行政連絡業務 ※詳細は甲乙協議の上、別途取り決める。
【地域要望】 2 地域要望の把握 ※構成する自治会、各種団体を含め、できるだけ甲を経由して乙へ要望する。ただし、災害時など緊急を要する場合を除く。
【各種委員等の推薦】 3 統計調査員の推薦に関わること（地域推薦が望ましいものに限る） 4 投票立会人の推薦に関わること 5 民生委員・児童委員（主任児童委員）の推薦に関わること 6 農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦に関わること ※上記3～6についての具体的な関わり方等詳細は甲乙協議の上、別途取り決める。